

「条例素案」についての検討資料

条例素案の構成

【前 文】

条例制定の必要性

【目 的】

条例を制定する目的

【定 義】

用語の意味

【基本理念（基本方針）】

産業振興についての基本的な考え方、方向性

【基本的施策】

条例の目的を実現するため、区が実施する産業振興施策の基本的方向性・長期的な視点（実現するための手段・方法など）

【各主体の役割】

産業に関連する主体の役割

【審議会の設置】

条例制定後の審議会の設置

前 文

条例制定の必要性について述べます。

- ・新宿のまち
多様性を持ったまち（国際性、賑やかさ、伝統、昔の面影）
多種多様な価値や文化の吸収し、まちの魅力を創造
- ・産業とは
地域社会や区民の生活に密接なかかわりを持ち、重要な役割を担っている
- ・新宿のまちと産業
多様な人々の交流の中から、産業が集積し、多彩な担い手によって発展
一方で、社会構造や生活様式の変化に伴う新たな課題が発生する
- ・こうした課題の解決と、地域社会の発展、区民生活の向上を図るため、産業振興の指針となるものが必要

条文イメージ

新宿のまちは、多様性を持つまちである。先進性を持つ都市として、国際色あふれる賑やかなまちのすがたを形成し、伝統が息づき昔の面影を残す街並みは、個性豊かなまちのすがたを創りあげている。多くの人々が行き交う中で、多種多様な価値や文化を受け入れながら、まちの魅力を創造し、発展を遂げてきた。

産業は、人々の生活と地域社会に密接なかかわりを持つものである。人々の生活は、産業によって生み出されたモノやサービスによって成り立っている。モノやサービスの消費は、新たなモノやサービスを生み出し、その循環により、地域に活力とにぎわいをもたらしていく。産業は、区民生活の向上と地域社会の発展に重要な役割を果たしてきた。

くらしの場、働く場、学ぶ場、遊ぶ場としての様々な機能を持つこのまちは、そこに集う人々の交流によって、産業が集積し、中小企業をはじめとする多彩な担い手によって支えられている。

しかしながら、まちを取り巻く環境は日々めまぐるしく変化し、新しい産業の形態や担い手が現れる一方で、社会構造や生活様式の変化、国際的競争によって生じる新たな課題への対応も求められる。

こうした中、産業を活性化させ、地域社会及び区民生活をより良いものとするために、産業振興の方向性についての指針を定め、産業に関わる全ての人々が産業振興の重要性を自覚し、一体となって推進していくことが必要である。これにより、この条例を制定する。

目 的

条例を制定する目的について述べます。

- ・なぜ条例を制定するのか
産業が地域社会と区民生活において重要な役割を果たしているため
- ・この条例には何が規定されているのか
産業の振興に関する基本的な事柄（「目的」以下の条項に示されている）
産業に関わる主体の役割
- ・条例の目的は何か
時代の変化に対応して、地域産業の活性化を図ること、それにより地域社会の発展と区民生活の向上につなげること

条文イメージ

（目的）

第1条 この条例は、区における産業の、地域社会及び区民生活における重要性にかんがみ、産業振興に関する基本的事項を定め、区、事業者、商店会、産業経済団体、大学等の教育研究機関、非営利活動団体及び区民等の役割を明らかにすることにより、時代の変化に対応した地域の産業の活性化を図り、もって地域社会の発展及び区民生活の向上に寄与することを目的とする。

他自治体例

帯広市中小企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、地域産業の発展に果たす中小企業の役割の重要性にかんがみ、帯広市の中小企業振興に関して基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって産業及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

江東区地域経済活性化基本条例

(目的)

第1条 この条例は、江東区(以下「区」という。)における地域経済の活性化に関する基本理念を定めるとともに、区、事業者、商店会及び区民の役割を明らかにすることにより、地域における協働の意識醸成及び行動を促し、もって区内産業の担い手である中小企業の振興その他の活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

世田谷区産業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、地域の産業の重要性にかんがみ、産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もってすべての産業及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

定義

条例の中で使用されている用語について定義します。

条文イメージ

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1)事業者 区内で産業を営む法人または個人
- (2)産業経済団体 商工会議所その他区内における産業の振興を図ることを目的とした団体
- (3)商店街 区内において小売業、飲食業等が集積している地域
- (4)商店会等 区内における商店街の振興を目的として組織する団体及びその連合会
- (5)大学等の教育研究機関
- (6)非営利活動団体

他自治体例

帯広市中小企業振興基本条例（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1)中小企業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号に定めるものをいう。
- (2)中小企業者等 中小企業者、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興連合会その他市長が適当と認めた中小企業団体

江東区地域経済活性化基本条例（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1)事業者 区内で産業を営むもののうち中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号に掲げる中小企業者をいう。
- (2)商店街 小売業、飲食店等(以下「小売業等」という。)が集積している地域をいう。
- (3)商店会 商店街の活性化を目的として組織する事業者の団体をいう。
- (4)大企業者 第 1 号に該当するもの以外の会社及び個人であって、産業を営むものをいう。

足立区経済活性化基本条例（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1)区民 区内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (2)事業者 区内に事務所又は事業所を有し、経済活動を行うものをいう。
- (3)中小企業等 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者、同法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体及び商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)第 2 条第 1 項に規定する団体並びにこれらに準ずる団体で区長が認めるものをいう。

基本理念（基本方針）

産業振興についての基本的な考え方、方向性について述べます。

産業の振興は

- ・ 創意工夫及び自助努力に基づく取組みを促進する
- ・ 産業に携わる者が、産業の振興の重要性を自覚する
- ・ 産業に携わる者が、連携をとりながら、一体となって推進する
- ・ 社会・経済状況の変化に速やかに適応していく

ことを基本とする

条文イメージ

（基本理念）（または基本方針）

第 3 条 産業の振興は、事業者の創意工夫及び自助努力に基づく取組みを促進することを基本とする。

2 産業の振興は、社会・経済状況の変化に速やかに、適切に対処し、区、事業者、産業経済団体、商店会等が、産業振興の重要性を自覚し、一体となって推進することを基本とする。

懇談会の主な発言

- ・ 地域産業活性化のために大事な 7 人がいる。よい企業家、起業家 支援者 市民（区民）
産業支援機関 金融機関 行政 教育機関 この 7 者がそれぞれの役割・使命を果たし、お互い連携し協働していく。
- ・ 都市政策も含めた産業振興の重要性を考える。
- ・ まちの活性の源が経済活動にある。
- ・ 区民の役割、協力、理解とそこに行政がどうかかわっていくのか。互いの相乗効果で意識を改革して、活性化していかないといけない。
- ・ 新しい産業を区内に呼び込み育てることと、既存の産業とコラボレーションすることが大切である。そうすることで新旧の産業が互いに活性化する。

他自治体例

釧路市中小企業基本条例

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 財の域内における循環と域外からの獲得は、地域経済活性化のために不可欠な車の両輪であり、それらの経済活動を進めるために中核としての役割を果たすのは中小企業であること。
- (2) 中小企業者等の自主的な努力の結果である経営の革新、創業、経営基盤の強化及び様々な環境への適応は、雇用の確保をもたらすことから、地域全体で中小企業を支えることが重要であり、市、中小企業者等、大企業者及び市民は等しく地域経済活性化の役割を担うべき主体であること。

世田谷区産業振興基本条例

(基本方針)

第2条 産業の振興は、事業者(区内で産業活動を行う者をいう。以下同じ)自らの創意工夫及び自助努力を助長するとともに、創造と共生の産業活動に支えられた区民生活の向上を図るため、事業者、区民及び区が一体となって推進していくことを基本とする。

2 前項に規定するもののほか、産業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進していくものとする。

- (1) 商店街については、地域の核としてにぎわいと交流の場となるよう、総合的なまちづくりの観点からその振興を図るものとする。
- (2) 大規模小売店舗については、地域の生活環境の保持のため、その設置者による適正な配慮の確保を図るものとする。
- (3) 工業等については、区民のものづくりの心のかん養及び区民との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、工業系の土地利用については、工業振興の観点からその維持に努めるものとする。
- (4) 農業については、農産物の供給源としてだけでなく、都市の緑やゆとりと潤いのある空間の創出等農地の果たす多面的な役割を重視し、区民と自然との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、農地の維持に努めるものとする。

江東区地域経済活性化基本条例

(基本理念)

第3条 区、事業者、商店会及び区民は、地域経済の活性化に当たって、それぞれの創意工夫及び自助努力を尊重するとともに、相互に協力してこれに取り組むことを基本とする。

基本的施策

条例の目的を実現するために、区が実施する産業振興施策の基本的な方向性や長期的な視点（実現するための手段・方法）について述べます。「区の責務」としての意味も持ちます。

- ・ 創意工夫及び自助努力に基づく事業活動の支援
- ・ 産業に関する情報の収集及び発信
- ・ 産業の振興に関わる団体及び個人等とのネットワークの形成
- ・ 産業の振興を担う人材の発掘及び育成
- ・ 創業及び事業承継の環境整備
- ・ 社会・経済状況の変化に適應する事業転換の支援
- ・ 商店街の発展と活性化のための取り組み
- ・ 地場産業の持続ある発展のための取り組み
- ・ 新宿の魅力を高める産業の育成及び魅力の発信

条文イメージ

（基本的施策）

第 4 条 区は、第 1 条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を基本的施策として、その振興に努めるものとする。

- (1) 創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を支援すること
- (2) 産業に関する情報を収集し積極的に発信すること
- (3) 産業の振興に関わる団体及び個人等とのネットワークを形成すること
- (4) 産業の振興を担う人材を発掘し育成すること
- (5) 創業及び事業承継のための環境を整備すること
- (6) 社会・経済状況の変化に適應する事業転換を支援すること
- (7) 商店街の発展と活性化のための取り組みを行うこと
- (8) 地場産業の持続ある発展のための取り組みを行うこと
- (9) 新宿の魅力を発信し、新宿の魅力を高める産業を育成すること

懇談会の主な発言

- ・「創業者の支援」「努力している事業者の後押し」「企業連携」「参加しやすい事業」「各主体が自ら行動できる」などの仕組みづくりと窓口を充実させる。
- ・人材と情報のプラットフォームをつくることが大事である。人材は多くいるが発掘されていないと思う。
- ・創業しやすい環境づくり。創業に関してワンストップサービスで相談できる場所を作る。
- ・企業には出会いの場、ビジネスのきっかけが必要である。そのような場づくり、異業種交流やエンドユーザー交流の場をつくるような支援をしていく。
- ・新宿は地域の特性を踏まえたエンターテインメントや文化を結びつけた企業の集積地として、それらの応援策を打ち出す。
- ・商店街の特色に応じて、戦略を変えていかないといけない。
- ・地域ごとに地域産業の核となるような企業や商店街を元気にさせていく仕掛けをどうするのか。

他自治体例

帯広市中小企業振興基本条例

(中小企業振興の基本的方向)

第3条 この条例の目的を達成するため、市及び中小企業者等が協働して中小企業の振興を図る基本的方向は、次のとおりとする。

- (1) 帯広・十勝の地域資源を活用する起業・創業及び新技術・新事業開発の支援
- (2) 技術・技能の向上をはじめとする人材の育成及び担い手づくりの促進
- (3) 経営基盤の強化
- (4) 産業基盤の整備
- (5) 中小企業者の組織化の促進及び中小企業団体の育成

江東区地域経済活性化基本条例

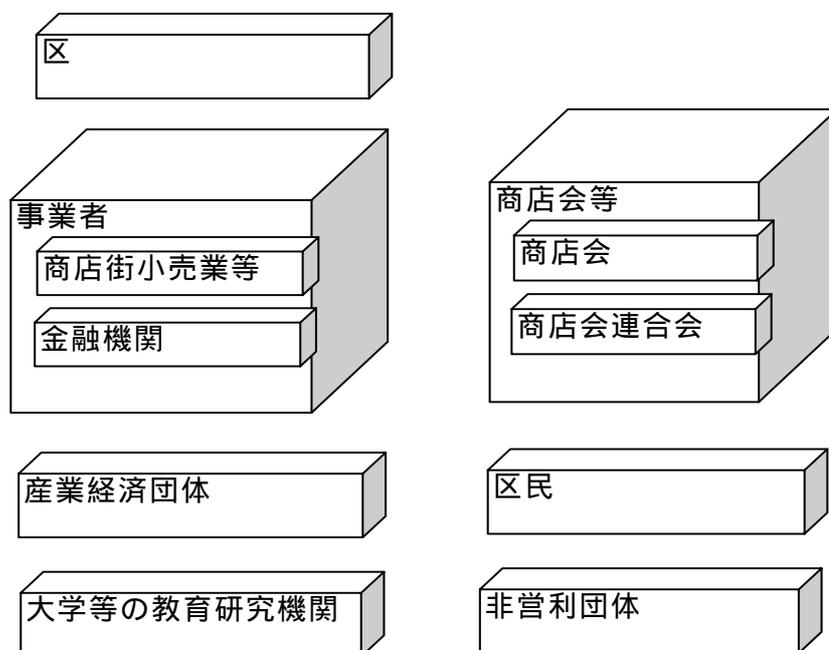
(基本的施策)

第4条 区は、基本理念に基づき、次に掲げる地域経済の活性化に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 事業者の創意工夫及び自助努力に基づく経営基盤の強化及び経営の革新を支援すること。
- (2) 産業基盤の整備及び拡充を図り、人材の育成、創業及び事業承継を支援すること。
- (3) 事業者で構成する中小企業の振興を目的とした団体を支援すること。
- (4) 区民の消費活動及び事業者の経済活動に資する情報の収集及び提供を図ること。
- (5) 区内消費の拡大を推進すること。
- (6) 観光資源の発掘、創造及び活用を図り、区の魅力を区の内外に発信すること。
- (7) 中小企業に勤務する従業員等の福利の向上を図ること。
- (8) 地域コミュニティの育成及び連携を図ること。
- (9) 区民の消費者としての権利を保護し、その消費生活の向上を図ること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が地域経済の活性化のために必要と認めること。

役割

産業に関連する主体の役割について述べます。



条文イメージ

(区の責務)

- 第5条 区は、前条の基本的施策の実施にあたって、まちづくり、文化、福祉、教育、環境などの施策との調和及び連携を図るよう努めるものとする。
- 2 区は、社会・経済状況の変化に適應する産業振興の体制づくりに努めるものとする。
- 3 区は、前条の基本的施策の実施にあたって、事業者、産業経済団体、商店会等ならびに大学等の教育研究機関、地域金融機関、非営利活動団体等との積極的な連携を図るものとする。
- 4 区は、前条の基本的施策の実施にあたって、財政上の措置を講ずるものとする。
- 5 区は、前条の基本的施策の実施にあたって、中小企業者(中小企業基本法第2条第1項)に配慮することとする。
- 6 区は、前条の基本的施策を効果的、効率的に実施するため、産業振興に関する総合的な計画を定めるものとする。

(事業者の役割)

- 第6条 事業者は、創意工夫及び自助努力による事業活動に基づき、経営基盤の強化、人材の育成、情報発信の強化、雇用の創出に努めるものとする。

- 2 事業者は、自らの事業活動を支える従業員の育成と福利厚生の上昇に努めるものとする。
- 3 事業者は、自らが地域社会の一員であることを自覚し、地域との調和を図り、地域社会の発展に寄与することに努めるものとする。
- 4 事業者のうち商店街で小売業、飲食業等を営む者は、第7条に規定する商店街の重要性及び商店会の役割を理解し、商店会に加入し、商店街の活性化に相互に協力するよう努めるものとする
- 5 事業者のうち金融機関は、創意工夫及び自助努力による事業活動を支援し、地域の産業の発展に努めるものとする。

(商店会等の役割)

- 第7条 商店会等は、商店街が産業振興の面だけでなく、安心・安全面など多面的に地域コミュニティを支える重要な役割を担っていることを自覚し、その組織力の強化を図り、商店街の活性化に努めるものとする。
- 2 商店会等は、商店街を形成する各会員の魅力の向上が、商店街へ活力と発展をもたらすと認識し、各会員の創意工夫と自助努力に基づく取組みの促進に努めるものとする。

(産業経済団体等の役割)

- 第8条 産業経済団体は、事業者の創意工夫と自助努力を促し、健全な事業環境づくりに努めるものとする。
- 2 大学等の教育研究機関は区、事業者、商店会等と連携し、地域社会の発展に寄与することに努めるものとする。
 - 3 非営利活動団体は自らの産業の担い手としての役割を自覚し、地域との調和を図り、地域社会の発展に寄与することに努めるものとする。

(区民の役割)

- 第9条 区民は、産業が地域社会及び区民生活において重要な役割を持つことを理解するとともに、健全な消費活動を通じて、産業の活性化に協力するよう努めるものとする。

懇談会の主な発言

区の責務

- ・都市政策も含めた産業振興を考える。
- ・条例の各主体をネットワークや協働により束ねることも必要である。
- ・民間やNPO法人、新しく生まれてくるものについても役割を考えることが必要だろう。
- ・元気な中小企業と、元気な中小企業の経営者には共通する特徴がある。そのような中小企業の誕生を支援し、集積させる環境整備が大事である。

事業者の役割

- ・事業者自らの工夫や発展が前提として考える。
- ・自分のこととしてがんばるしかなく、雇用や新しい経済活力をつくり出し足元を固める。
- ・地域とかかわりを持つ。
- ・商店街の発展は個店の努力次第だと思う。
- ・商店街の活性化に伴う、商店会加入促進条例を盛り込む。
- ・金融機関の役割は非常に大きい。新しい事業や創業、事業転換は産業振興の大きなポイントであり、それに対して地域金融機関はどのような責務を果たすのかを明確にうたう。

商店会等の役割

- ・商店街は地域の安心・安全を担っている。
- ・魅力的な個店の連続した街並が、魅力的な商店街である。商店街の活性化は個店の経営者の意識にかかっている

区民の理解と協力

- ・「区民の意識改革」が必要で、生活の中に産業があり、地域活性化には産業振興が大切だと意識する。
- ・「自覚を持つ」ことが必要である。地域の企業に関心を持ち、「区民も協力する」という体制をつくる。
- ・住民が地域に産業があることを発見するいい機会になる。

産業経済団体等の役割

- ・産業経済団体は、創業、経営サポート、場づくりについて区と連携して取り組み、既存の企業を発展させる。
- ・新しい産業を興すなら、大学との連携を密に図り、区が間を取り持つ。大学などの研究機関と産業を結びつけて新しい産業を創造していく。

他自治体の例

江東区地域経済活性化基本条例

(区の責務)

第 5 条 区は、前条の施策を具体的に実施するに当たっては、次に掲げる措置に高ずるよう努めるものとする。

(1) 財政その他の措置を講ずること。

(2) 社会的及び経済的变化に対応した適切な措置を講ずること。

(3) 国、東京都その他の関係機関(以下「国等」という。)と協力して施策の推進を図るとともに、必要に応じて国等に施策の充実及び改善を要請すること。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、創意工夫及び自助努力により、経営基盤の強化、経営の革新、人材の育成、生活環境の保持等に努めるものとする。

2 事業者は、地域社会の発展に寄与するとともに、地域活動に積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、第 4 条第 3 号の団体に参加し、相互協力、情報交換及び連携に努めるものとする。

(商店会等の責務)

第 7 条 商店会は、商店街が地域のにぎわいと交流の場であるとともに、安全で安心なまちづくりの拠点であることを認識し、自主的な努力により、区民の理解及び協力を得ながら商店街の活性化に努めるものとする。

2 商店会は、商店街の活性化を図るため、会員の加入促進に努めるものとする。

3 商店街において小売業等を営む者は、商店街の地域における役割を理解し、その振興のため、商店会に加入することにより相互に協力するよう努めるものとする。

4 商店街において小売業等を営む者は、商店会が商店街の振興に関する事業を実施するときは、応分の負担を行う等、当該事業に協力するよう努めるものとする。

(区民の役割)

第 8 条 区民は、その消費活動が地域経済の活性化に寄与することを理解するとともに、区及び事業者と協力して活力ある地域社会の実現に努めるものとする。

2 区民は、活力ある地域社会の実現のために、町会等の地域活動に積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。

(大企業者の理解と協力)

第 9 条 大企業者は、事業者との共存及び共栄が地域社会の発展に不可欠であることを理解し、事業者の進行に協力するとともに、地域経済の活性化に努めるものとする。

八王子市いきいき産業基本条例

（市の責務）

第 8 条 市は、市の行うすべての施策について地域産業の活性化という視点をふまえるとともに、産業振興施策の実施に当たっては、国、東京都その他の地方公共団体との密接な連携並びに事業者、商店会、経済団体、教育機関及び市民との協働に努めるものとする。

2 市長は、本条例で定める各施策を実現するため、産業振興に関する総合的な計画を定めなければならない。

（事業者の役割）

第 9 条 事業者は、まちづくりとの調和や市民の生活環境に配慮しながら、自らの事業の発展及び経営の革新に努めるとともに、市及び経済団体による産業振興施策の推進に積極的に参加し、協力するものとする。

（商店街で事業を営む者及び商店会の役割）

第 10 条 商店街で事業を営む者は、商店街を活性化するため、商店会に加入するとともに、商店会が商店街振興事業及び地域活動を実施するときは、応分の負担等を行うことにより、これらの事業に協力するよう努めるものとする。

2 商店会は、地域コミュニティにおける役割を認識し、商店街及び地域の活性化を図るとともに、会員の加入を促進し、及び商店会連合会に加入するよう努めるものとする。

（経済団体の役割）

第 11 条 商工会議所、商店会連合会、農業協同組合その他の経済団体は、事業者の事業活動に対する支援を行うとともに、市と協力し、積極的に産業振興施策を実施するものとする。

2 商店会連合会は、事業者の商店会への加入を支援し、及び商店会の商店会連合会への加入を促進することにより、商店会連合会の組織を強化し、地域産業を活性化するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第 12 条 市民は、地域産業の振興が自らの生活の向上と地域の活性に寄与することを踏まえ、市民生活得と産業が調和する都市の実現に向け、市及び経済団体による産業振興施策の推進に積極的に参加し、協力するものとする。

審議会の設置

条例制定後、産業の振興の方向性の検討や施策の検証を行うための審議会の設置について述べます。

条文イメージ

(産業振興会議)

第10条 区は、産業振興施策の推進及び効率・効果的な実施を図るため、区長の附属機関として、産業振興会議を設置する。

他自治体例

釧路市中小企業基本条例 (地域経済円卓会議)

第9条 市は、中小企業者等、学識経験者、消費者、市民活動団体その他の多様な構成員により、基本理念の達成に資する研究を行うため、地域経済円卓会議を設置する。

2 地域経済円卓会議において立案される実効性ある施策に対し、前項の構成員及び各経済主体は協働してその実現に向けて取り組むものとする。

足立区経済活性化基本条例 (経済活性化会議)

第8条 地域経済の活性化及び産業の振興に関する施策を推進するため、区長の附属機関として、足立区経済活性化会議(以下「活性化会議」という。)を設置する。

2 活性化会議は区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。

(1)計画に関すること

(2)前号に掲げるもののほか、第4条に定める基本方針に基づく施策に関し必要な事項

3 活性化会議は、前項の事項に関し、区長に意見を述べることができる

4 活性化会議は、区民、事業者、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員30人以内をもって組織する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 活性化会議の会議は公開とする。ただし、活性化会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

7 活性化会議は、調査、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

8 前各項に定めるもののほか、活性化会議の組織及び運営について必要な事項は規則で定める。